

収益力改善支援実施要領

2022年4月1日作成

2023年4月1日改正

1. 事業の目的

「中小企業活性化パッケージ」（2022年3月4日公表）の策定に合わせ、これまで協議会が培ってきた再生計画策定支援における金融機関調整能力、新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援におけるアクションプランの策定支援能力を一層活かすため、有事に移行しそうな中小企業者に対し、有事に移行しないよう収益力の改善に向けた支援を実施する「収益力改善支援」を新設した。また、「収益力改善支援に関する実務指針」（2022年12月2日公表）の策定に合わせ、ガバナンス体制の整備支援の観点を取り込むことを明確化した。協議会は収益力改善支援を実施することで、協議会の「中小企業の駆け込み寺」としての機能を一層発揮し、中小企業の活力の再生を図る。

なお、収益力改善支援は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（2022年3月4日公表、4月15日適用開始）第二部1.（2）④記載の、予防的対応にあたる支援である。

2. 本支援の対象となる中小企業者

本支援の対象となる中小企業者とは、事業環境や社会環境の変化等に十分に対応できない事象が生じる等して、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある者とする。過去に協議会事業に基づく新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援及び再生計画策定支援を受けた中小企業者についても同様に本支援の対象に含めるものとするが、本支援のうち後記3.（3）①に基づき収益力改善計画の成立した中小企業者については本支援の対象に含めないも

のとし、支援業務部門は、本支援の周知に努めるものとする。

3. 収益力改善支援（第二次対応）

（1）収益力改善支援の開始

- ① 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談段階で把握した相談企業の状況を基に、収益力改善計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、相談企業の承諾を得て、主要債権者等（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者及びそれに準ずる債権者）に対し、暫定的な資金繰りの見通しを説明し、主要債権者等の意向を確認する。
- ② ①の「収益力改善計画の策定を支援することが適当であると判断した場合」とは以下のいずれかの場合をいう。
 - イ 今後6か月間の資金繰りの見通しが認められる場合
 - ロ その他、統括責任者又は統括責任者補佐が、相談企業の業種・業界の性質に応じ、収益力の改善を行うことが有用であると判断した場合
- ③ 統括責任者は、主要債権者等の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、収益力改善計画の策定を支援することを決定し、その旨を相談企業に通知する。
- ④ 統括責任者は、中小企業者の資金繰りの状況等から判断し、必要であると判断した場合には、主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、元金返済猶予の要請を行うとともに、収益力改善支援を行うことを伝え、協力を要請する。また、主要債権者等に対し、収益力改善計画の策定支援を要請する。
- ⑤ 統括責任者は、収益力改善支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

(2) 収益力改善計画案の作成・内容

- ① 相談企業は、主要債権者等の協力のもと、収益力改善計画案を作成する。収益力改善計画案においては、1年間から3年間の収益力改善計画遂行中の行動計画（収益力改善アクションプラン）及び簡易な収支・資金繰り計画作成のほか、必要に応じてガバナンス体制の整備に向けた助言や、支援を含めた計画の作成を行う。ただし、3.（1）④に基づき、統括責任者が主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、金融支援の要請を行う場合には、1年間の収益力改善計画案とする。
- ② 統括責任者又は統括責任者補佐は、主要債権者等と連携の上、相談企業の収益力改善計画案の作成を支援する。統括責任者は、収益力改善計画案の作成にあたり必要な場合において、認定支援機関が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、外部専門家の協力を要請することができる。

(3) 収益力改善計画の成立

- ① 相談企業により収益力改善計画案が作成され、対象債権者の全てが、収益力改善計画案について同意し、その旨を文書又は電磁的方法により確認した時点で収益力改善計画は成立する。
- ② 支援業務部門は、主要債権者等と協力し、対象債権者の合意形成に努める。

(4) 収益力改善支援の完了

- ① 収益力改善支援の完了時点は、収益力改善計画が成立した時点とする。
- ② 統括責任者は、収益力改善支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

(5) 収益力改善支援の終了

- ① 収益力改善支援を開始した後、収益力改善計画案の作成を断念した場合、収益力改善計画案について全ての対象債権者の同意を得られる見込みがない場合、収益力改善計画案について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合など、収益力改善支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、収益力改善支援の終了を認定支援機関の長に報告し、相談企業に対して収益力改善支援の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。
- ② ①の場合であっても、支援業務部門は、必要に応じ、中小企業活性化協議会実施基本要領第二章第6に従った再チャレンジ支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

4. 収益力改善支援が完了した案件の公表

- (1) 収益力改善支援が完了した案件の公表については、原則として、認定支援機関における完了手続が行われた後、中小企業庁において、全国の案件を取りまとめた上、行うものとする。ただし、各認定支援機関における公表についてはこれを妨げるものではなく、事前に内容及び時期について中小企業庁と調整することとする。
- (2) 公表する内容は、完了件数、相談企業の業種、規模、従業員数等の統計的な内容をまとめたものとする。

5. 収益力改善支援が完了した案件のフォローアップ

- (1) 収益力改善計画遂行状況等のモニタリング
 - ① 支援業務部門は、主要債権者等と連携の上、収益力改善計画策定支援の完了後、同計画の遂行期間中、少なくとも1年毎に相談企業の収益力改善計画遂行状況等のモニタリングを行う。ただし、3.
 - (1) ④に基づき、統括責任者が主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、金融支援の要請を行った場合は、少なくとも四半期毎に相談企業の収益力改善計画遂行状況等のモニタリングを行う。

- ② 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、収益力改善計画の達成に向け助言を行う。ただし、支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、事業の再生が極めて困難であると判断した場合にあっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、再チャレンジ支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

(2) 再生支援への移行等

支援業務部門は、収益力改善計画策定支援の完了後、同計画の遂行期間中又は同計画の遂行期間経過後において、モニタリングの結果等を踏まえ、相談企業について再生支援を行うことが適当であると判断した場合には、相談企業の申し出を受け、再生支援を行うものとする。

以上